

全国

ぜんこく
しぎかいじゅんぽう

平成19年
(2007年) 1月15日
毎月3回5の日に発行

第1639・40号
定価 1部20円

発行 全国市議会議長会
〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
TEL 03(3262)2309(旬報)
発行人 大竹 邦実
<http://www.si-gichokai.gr.jp>

市議会議報



年頭にあたり

全国市議会議長会会長

国松 誠

(藤沢市議会議長)



新年あけましておめでとございます。

皆様方には、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。旧年中は、全国市議会議長会の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。これまでの三位一体改革の推進の結果、3兆円の税源移譲の実現などの今までにない前進がありました。このことは、各市議会のご支援と地方六団体の結束により、地方の意見が反映されたものと評価しております。その一方で、義務教育費国庫負担金の負担率引き下げや児童扶養手当の国庫負担率削減など、地方が主張してきた真の地方分権型社会の実現には未だほど遠い状況にあり、地方分権改革は「未完の改革」とどまっております。

こうした中、昨年9月には安倍新内閣が発足し、「地方の活力なくして国の活力なし」と掲げ、やる気のある地方が独自の施策を展開し、魅力ある地方に生まれ変わるよう支援をする考えを表明しております。地方分権に向けた改革に終わりはありません。地方六団体におきまして、新内閣発足に当たり、地方自治の充実や地方分権改革に一層強力に取り組みことを求めました。政府は地方分権改革推進法案を国会に提出し、昨年末に成立いたしました。これを契機として、真の地方分権型社会の実現のため、第2期地方分権改革を推進し、活動を展開してまいります。本年も引き続き改革を進めるために、地方議会の強い意思と一致結束した対応が求められることから、私も一層努力してまいりますので、皆様方のご指導、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

私も地方議会議員の年金制度につきましては、長期にわたり安定した運営を図るための「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律」が昨年6月に成立し、本年4月1日に施行されることとなっております。今回の制度改正は、給付と負担両面にわたり見直すもので、議員及び受給者にとって厳しい内容のものであります。今後、制度運営に的確に対応して参る所存でありますので、皆様の一層のご理解とご協力を申し上げます。

結びに、各市、各市議会のますますのご発展と、皆様方のご健勝並びにご活躍をご祈念申し上げます。

新年、明けましておめでとうございませう。

まず、昨年は、集中豪雨などの自然災害が多発し、多くの方が犠牲になりました。被害に遭われた方々に対して、心からお見舞い申し上げます。

さて、総務大臣・郵政民営化担当に就任してから初めての正月を迎えました。

私は、安倍内閣が目指す「活力とチャンスと優しさに満ちあふれ、自律の精神を大事にする、世界に開かれた美しい国、日本」を実現すべく、各般の施策の推進に取り組んでまいります。

ご存知のとおり、総務省は、簡素で効率的な、「筋肉質の政府」を実現するための国家公務員の総人件費削減、魅力ある、強い地方を創るための地方分権の推進など、大変重要な改革を担っております。

また、我が国の情報通信産業の国際競争力強化や世界最高水準のインターネット基盤を活用したユビキタスネット社会の実現、郵政民営化の円滑・着実な実施、国民の安心・安全の確保など、「実はここにも総務省」の標語に表されるように国民の皆様のご生活に密着した幅広い行政分野の責任も有しております。

本年も、我が国の大きな構造改革を更に加速させ、国民の皆様が生活の活力と豊かさを実感できますよう、諸課題の解決に向け全力で取り組んでまいります。

以下、具体的な取組について述べさせていただきます。

地方分権改革については、「地方の活力なくして国の活力なし」との考えの下、魅力ある「強い地方」を創るため、国と地方の役割分担の見直しや国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等に取り組



平成19年 年頭あいさつ

総務大臣 菅 義偉

んでまいります。

先般、新たな地方分権改革のための推進体制等を規定する地方分権改革推進法が成立したところであり、この法律に基づき、地方分権改革を着実に推進してまいります。

また、地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方自治体に対し、地方交付税等の支援措置を講じる「頑張る地方応援プログラム」を本年4月からスタートさせます。

さらに、私や副大臣、大臣政務官が各都道府県に出向き、「頑張る地方応援プログラム」を周知し、魅力ある地方創出の取組を促すとともに、地方行財政制度上の諸課題等について、市町村長等と直接意見交換を行いたいと考えております。

なお、昨年は残念ながら地方公共団体の不祥事が続きました。各地方公共団体において、地方行政に対する信頼回復に向けた取組を進めていただくとともに、私ども

としてもしつかり気を配ってまいりますと考えています。

地方財政については、引き続き大幅な財源不足が生じるなど極めて厳しい状況にあります。

このため、平成19年度地方財政対策においては、国の予算編成なども踏まえつつ、地方財政計画歳出の見直しに努めるとともに、地域において必要な行政課題に対しては適切に財源措置を行い、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財

源の総額を確保したところであります。

市町村合併については、平成11年3月に3232あった市町村数が本年3月には1807となる予定であるなど、相当程度進展しています。総務省としては、合併後の市町村の新しいまちづくりをし

つかり支援していくとともに、合併新法の下でも、引き続き市町村合併を推進してまいります。

地方行革については、集中改革プランの着実な実施を促していくとともに、昨年8月に策定した地方行革新指針に基づき、地方公共団体の行政改革を一層推進してまいります。

また、地方公務員の定員については、5年間で国の行政機関の定員純減(5.7%)と同程度の定員純減の取組を推進するとともに、給与については、適正化を更に徹底するほか、国の給与構造改革を踏まえた取組等を着実に推進してまいります。

地方税については、今回の地方分権改革や税制の抜本改革を通じ、税源移譲を含む国と地方の税源配分の見直しを行い、国と地方の税収比1対1を目指して、地方のさらなる充実を図ります。

消防行政については、台風や梅雨前線による豪雨などの自然災害が後を絶たず、また、大規模地震やテロ災害の発生も懸念されるとともに災害の多様化・大規模化等、消防を取り巻く環境が変化

の中で、我が国の経済活性化の基盤である国民の安心・安全を維持・向上させていく必要があります。

このため、緊急消防援助隊の増強や市町村の消防の広域化の推進等により災害応急体制の強化を図るとともに、地域防災力の要である消防団員の確保や国民保護体制

の確立など、総合的な消防防災対策に積極的に取り組んでまいります。

また本年は、統一地方選挙と参議院議員通常選挙が実施される年であり、中央選挙管理会や都道府県等と連携して、選挙の管理執行に万全を期すとともに、有権者の積極的な投票参加を呼びかけてまいります。

このように、総務省の抱える課題は、大変幅広い分野に及んでおります。今後も総務省の総合力を活かして各般の施策を着実に推進し、これからの国民生活がますます豊かなものとなるよう努力してまいります。

本年も皆様のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

会議開催状況等まとまる

17年中 市議会活動実態・概要

① 本会調査

本会はこのほど、平成17年12月1日現在の全国778市（東京都23区を含む）を対象に実施した「市議会の活動に関する実態調査結果」をまとめた（18年12月15日付で全市へ発送済）。

調査では、統計への合併前の旧市町村議会活動の影響を除くため、次の①⑧の調査事項については、17年中に合併がなかった555市を対象としている。本紙では、調査結果の概要を今号から数回に分けて掲載する。

① 定例会
全定例会の平均会期日数は78日。うち最も多いのは「50万以上」の市（以下、「市」略）で94日、少ないのは「5万未満」で67日である。本会議日数の平均は20日。うち最も多いのは「30～40万」で24日、少ないのは「5万未満」で18日である。表。

② 臨時会
臨時会を開催したのは490市で全体の88.2%。平均開催回数は2回。うち、最も

全定例会の平均会期・本会議日数

人口段階	平均会期日数	平均本会議日数
5万未満 (176市)	67日	18日
5～10万 (182市)	78日	21日
10～20万 (107市)	86日	21日
20～30万 (32市)	83日	20日
30～40万 (20市)	86日	24日
40～50万 (15市)	91日	22日
50万以上 (12市)	94日	22日
指定都市 (11市)	93日	22日
全市 (555市)	78日	20日

③ 市民傍聴者数
全定例会の市民傍聴者数の平均は253人、全臨時会の市民傍聴者数の平均は19人。

④ 個人質問
個人質問を実施したのは45市で全体の98.1%、平均質問日数は9日。質問者数の平均は47人。

⑤ 代表質問
代表質問を実施したのは2

61市で全体の47.0%。平均質問日数は3日、質問者数の平均は10人。

⑥ 常任委員会
常任委員会の平均設置数は3.5委員会である。

⑦ 特別委員会
特別委員会の平均設置数は3委員会である。

⑧ 議会運営委員会
議会運営委員会を開催したのは、554市で全体の99.8%。うち会期中の平均開催日数は10.4日、閉会中は7.9日である。

19年度 地方債総額10.3%減に 地方債計画まとまる—総務省

地方債計画の概況

(単位: 億円)

区分	平成19年度 (A)	平成18年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (%) (C)/(B)×100
普通会計分	96,529	108,174	11,645	10.8
通常分	48,379	55,432	7,053	12.7
特別分	48,150	52,742	4,592	8.7
臨時財政対策債	26,300	29,072	2,772	9.5
減税補てん債	-	4,520	皆減	皆減
財源対策債	15,900	16,500	600	3.6
退職手当債	5,900	2,600	3,300	126.9
調整(不交付団体分)	50	50	0	0.0
公営企業会計等分	28,579	31,292	2,713	8.7
総計	125,108	139,466	14,358	10.3
通常分	76,958	86,724	9,766	11.3
特別分	48,150	52,742	4,592	8.7

(注) 1. 「調整(不交付団体分)」は、国庫補助負担金の一般財源化に伴う影響額に係る不交付団体への資金手当分である。
2. 公営企業会計等分はすべて通常分である。

総務省は12月24日、自治体の地方債発行見込み額を示す平成19年度の地方債計画をまとめた。

地方債総額は、地方財政の健全化や投資的経費の抑制などにより、10.3%減(18年度比、以下同じ)の1兆5108億円に縮小。うち、普通会計分は10.8%減の9兆6529億円、公営企業会計等分は8.7%減の2兆8579億円となった。

普通会計分のうち、投資的事業関連である通常分は、公

共事業の抑制などにより12.7%減の4兆8379億円。収支不足を埋めるための特別分は、8.7%減の4兆8150億円となった。

特別分の内訳については、地方財源不足を補てんする臨時財政対策債が9.5%減の2兆6300億円に抑制されたほか、定率減税の廃止に伴い減税補てん債が皆減となっている。

このほか財源不足を補てんするため、臨時的に起債の充当率を引き上げて増発する財

源対策債は、3.6%減の1兆5900億円。団塊の世代の大量定年退職に対処するため、退職手当債は12.6%増の5900億円と、大幅な増額措置が講じられる。

また、公債費負担の軽減対策も図られる。徹底した財政健全化の実施を条件に、5.0%以上の金利で借り入れた公的資金(財政融資資金、郵政公社資金、公営公庫資金)について、補償金を負担することなく繰上償還を行うことが認められた。

繰上償還の財源として必要に及び、民間等資金による借換債の発行も認められた。19年度から3年間で、5兆円規模により実施される。

地方債資金については、市場公募地方債の拡大等による市場化の一層の推進のほか、公的資金の段階的縮減等が図られる。

地方債資金の区別別では、郵政公社資金の廃止に伴い、政府資金が14.8%減の3兆2800億円。公営公庫資金は4.0%減の1兆3500億円を計上したほか、民間等資金は9.3%減の7兆8808億円を計上している。

1月1日

福島県 本宮市が誕生

平成19年1月1日、福島県本宮町と白沢村が合併し、本宮市が誕生した。

これにより、全国の市数は803市となった。

〔本宮市の概要〕
人口約3万1800人

安倍首相と会談

地方六団体

本会の国松誠会長ら地方六団体の代表は昨年12月22日、総理官邸を訪問し、安倍晋三・内閣総理大臣と会談した。六団体を代表して全国知事会の麻生会長は、地方分権改



安倍首相(右)と会談する国松会長(左)

革推進法の成立を評価するとともに、19年度地方財政対策での一般財源総額確保に対する謝辞を述べた。また、内閣府に設置される地方分権改革推進委員会の委員について、地方の実態を十分理解している人を選任するよう求めた。これを受け、安倍首相は「分権改革は地方の活性化にもつながる」と述べたうえで、19年度から新設される「頑張る地方応援プログラム」など例を挙げ、地方を応援する姿勢を示した。会談の中で本会の国松会長は、「第2期分権改革の推進に全力を尽くす」と更なる改革への決意を述べた。この後、六団体は、塩崎恭久・内閣官房長官や菅義偉・総務大臣らに面談した。

1月15日現在の市数 803市

うち	15市
指定都市	37市
中核市	39市
特例市	689市
一般市	23区
特別区	

面積87・94平方キロ
議員定数36人(在任特例)

平成19年統一地方選挙執行予定団体に関する調

平成18年12月1日現在

区分	都道府県		指定都市		指定都市以外の市		特別区		町村		小計		合計
	長	議会	長	議会	長	議会	長	議会	長	議会	長	議会	
地方公共団体数(A)	47		17		765		23		1,025		1,877		1,877
特例法第1条の規定により改選を行う予定の団体数(B)	12	44	3	14	91	309	13	21	150	450	269	838	1,107
統一率(A/B×100)	25.53%	93.62%	17.65%	82.35%	11.90%	40.39%	56.52%	91.30%	14.63%	43.90%	14.33%	44.65%	29.49%
前回(平成15年4月)執行団体数	11	44	1	12	118	386	14	21	541	1,214	685	1,677	36.26%
90日特例による選挙執行予定団体数			1		2		1		1		5		5
単独の選挙執行予定団体数					4				11	7	15	7	22

統一率計

平成19年3月1日から6月10日までの間に議会の議員又は長の任期が終了する団体を対象に調査したもの。統一率計の29.49%は、次の算式によるもの。
 $\frac{1,107(\text{統一地方選挙執行予定団体数})}{1,877(\text{団体数})} \times 100(\%)$

19年統一地方選挙

1107団体が実施

統一率は29% — 総務省調

総務省は19年1月1日付で、3月1日から6月10日までの間に議会の議員または長の任期が終了する地方公共団体を対象に、平成19年統一地方選挙執行予定団体に関する調

る調」をまとめた表。

これによると、18年12月1日現在の全国1877地方公共団体(合併告示済みの団体を含む)のうち、統一地方選挙の期日等を定めた「臨時特例法」(18年12月1日成立)

第1条の規定により改選を行う予定の団体数は、1107団体となっている。

選挙期日については、都道府県と指定都市(4月1日に政令市となる新潟市、浜松市を含む)の議会議員・長が4月8日、指定都市以外の市、特別区、町村の議会議員・長が、4月22日となっている。

統一率は29.49%

全地方公共団体の議員・長の選挙数に対する統一地方選挙執行予定団体数の割合(統一率は、29.49%となる。

統一地方選挙は、全国の議会議員・長の任期満了が3、5月中に多いことから、国民の地方選挙に対する関心を高めることなどを趣旨とし、4年に一度、選挙期日を統一するものであるが、近年、統一率が低下している傾向にある。今回も、平成の大合併の影響等により、前回の15年4

月の統一選(統一率36.26%)と比べ、6.7ポイント減少し、昭和22年に統一選が始まって以来、最低となる見込み。

このほか、公職選挙法第34条の2の「90日特例」を適用するのは、5団体。また、19年統一地方選挙対象団体のなかで、「単独の選挙」を予定しているのは、任期満了による選挙を2月までに予定している団体と、6月1日から10日までの間に任期満了となるが統一選として選挙を行わない団体の合計22団体である。

344市議会で統一選

平成18年12月1日現在、合併告示済みの市を含む全国805市(特別区含む)の議会のうち、統一選を予定しているのは、344市議会で、統一率は42.73%となる。

なお、「90日特例」を適用するのは、石狩市、釧路市、台東区、広島市の4市議会。うち広島市は、統一選と同日の4月8日に選挙を行う予定。統一地方選挙の執行予定団体名等については、総務省ホームページに掲載。
http://www.soumu.go.jp/senkvo/pdf/h19_toutuchihou/senkvo.pdf